別表四　記載要領

1　この表は、法第６条第４号に掲げる法人が退職年金等積立金に係る確定申告（法第19条第６項の規定による申告書の提出をいう。第３号において同じ。）又は退職年金等積立金に係る中間申告（法第16条第９項の規定による申告書の提出をいう。第３号において同じ。）をする場合に記載すること。

2　「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

3　「課税事業年度分の地方法人税　　申告書」の空欄には、退職年金等積立金に係る確定申告をする場合は「確定」と、退職年金等積立金に係る中間申告をする場合は「中間」と記載し、修正申告（修正申告書の提出をいう。）をする場合は「修正確定」又は「修正中間」と記載すること。なお、期限後申告（期限後申告書の提出をいう。）をする場合は、その旨を併せて記載すること。

（法人税法施行規則の一部改正）

第11条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表三の二の表中「法人税額及び復興特別法人税額（(別表一(一)「４」+「５」+「７」−「11」−「43」)＋復興特別法人税申告書別表一「４」）」を「法人税額、地方法人税額及び復興特別法人税額（(別表一(一)「４」+「５」+「７」−「11」−「43」)＋（地方法人税申告書別表一「５」−「８」−「９」)＋復興特別法人税申告書別表一「４」）」に、「住民税額（(5)又は(6)）×20.7%」を「住民税額（(5)又は(6)）×（20.7%又は16.3%）」に改め、同表の記載要領第五号(1)中「「法人税額及び復興特別法人税額（(別表一(一)「４」+「５」+「７」−「11」−「43」)＋復興特別法人税申告書別表一「４」）」」を「「法人税額及び復興特別法人税額（(別表一(一)「４」+「５」+「７」−「11」−「43」)＋（地方法人税申告書別表一「５」−「８」−「９」)＋復興特別法人税申告書別表一「４」）」」に、(4)を(7)に改め、同号(3)中「「住民税額（(5)又は(6)）×20.7%」」を「「住民税額（(5)又は(6)）×（20.7%又は16.3%）」」に改め、同号に次のように改める。

6　「住民税額（(5)又は(6)）×（20.7%又は16.3%）(7)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　租税特別措置法第42条の４第６項に規定する中小企業者に該当する法人にあつては「(5)又は」を消し、その他の法人にあつては「又は(6)」を消すこと。

(2)　平成26年10月１日以後に開始する事業年度にあつては「20.7%又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は16.3%」を消すこと。

別表三の二の二の表中「連結法人税額及び連結復興特別法人税額（(別表一の二(一)「４」+「５」+「７」−「11」−「43」)＋復興特別法人税申告書別表一「４」）」を「連結法人税額、連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額（(別表一の二(一)「４」+「５」+「７」−「11」−「43」)＋（地方法人税申告書別表一「５」−「８」−「９」)＋復興特別法人税申告書別表一「４」）」に改め、同表の記載要領第二号(1)を次のように改める。

(1)　別表一の二(一)「10」の外書の金額を「連結法人税額、連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額（(別表一の二(一)「４」＋「５」＋「７」−「11」−「43」)＋（地方法人税申告書別表一「５」−「８」−「９」)＋復興特別法人税申告書別表一「４」）」(6)の欄の上段に外書として記載すること。